

令和4年6月定例会 総務委員会（付託）

令和4年6月23日（木）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

増富委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（13時02分）

これより、政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

なし

村山政策創造部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

増富委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡本委員

事前委員会に続いて、大阪・関西万博についてお伺いいたします。

本会議で万博のことを最初に質問したということがあって、ちょっとこだわっていますので、簡単でいいですから、よろしく願いをいたします。

今回の本会議で、知事から新たに部会を設けるという話があったかと思しますので、どのような形を考えておられるのか、簡単で結構ですから、お願いします。

奈良万博推進課長

岡本委員より、部会についてどのような形を考えているのかとの御質問を頂戴いたしました。

3年後の万博に向けまして、産学官金労言の各界からなる大阪・関西万博のとくしま挙県一致協議会と、県の万博・発信戦略推進本部が両輪となって取組を進めていくことが必要であると認識しております。

この度、策定しましたロードマップに基づきまして、分野ごとにより詳細な議論を行うため、挙県一致協議会の中に部会を設置いたしまして、専門的な知見や技術をお持ちの有識者、また県内外の企業などの方々にも参画していただき、検討を進めてまいりたいと考えております。

部会の構成といたしまして、三つの分野で設置することを予定しております。

まず、産業未来技術に関する部会につきましては、Beyond 5Gを担います次世代の光テラヘルツや、肉眼を超える8Kを活用した遠隔医療などの展示について検討いたし

ます。

次に、県内への誘客に関する部会につきましては、観光、食、文化、交通といった多彩なコンテンツを生かしまして、まるごとパビリオンの実現を目指す誘客の取組について検討いたします。

さらに、万博への機運醸成に関する部会におきましては、若者をはじめ、多様な主体の方の意欲的なチャレンジに対する支援や、リアル、バーチャルが融合した魅力発信などを検討いたしまして、今後は次回のとくしま挙県一致協議会におきまして、部会の設置を報告いたしまして、議論を進めてまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

三つの部会を設けて検討を進めていくということなのですが、次回の挙県一致協議会で報告されるということなのですが、それっていつ頃やるのかな。

#### 奈良万博推進課長

岡本委員から、いつ開催かとの御質問を頂戴いたしました。

とくしま挙県一致協議会につきましては、今年の1月28日にキックオフをさせていただきました。次回が第2回となりまして、7月中にも開催できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

また、第2回の会議におきましては、部会の設置に加えまして、本県の取組のコンセプト、「『万博はゲートウェイ』、徳島『まるごとパビリオン』」を具現化するものとしたしまして、徳島「まるごとパビリオン」基本計画の骨子案を御報告させていただき、協議会の皆様から御意見を頂けるよう、今、検討作業について取り組んでいるところでございます。

#### 岡本委員

挙県一致協議会は、すごく忙しい人が集まるんです。できるだけ早めに日程を言ってあげたほうがいいのかなと。日程合わせにみんな苦労していますから。できるだけ、大変だろうけれど、早めにしてくれたらええなと思います。

挙県一致協議会の基本計画の骨子案も報告されるとか、そういう話だったんですが、多分、今、正に作業中なんでしょうけれど、今で答えられる範囲で骨子案がどういうものか、教えていただけたら有り難いです。

#### 奈良万博推進課長

岡本委員より基本計画の骨子案の概要についての御質問を頂戴いたしました。

基本計画の骨子案につきましては、先ほども申し上げました三つの部会におきまして、万博での出展コンテンツの全般について御議論いただくために御報告するものとさせていただいております。

大きな柱といたしまして、ゲートウェイと位置付ける大阪夢洲の関西広域連合パビリオン内におきます徳島パビリオンでの展示の案、徳島県全体を「まるごとパビリオン」と捉えまして、県内で展開する事業ラインナップ、さらに、万博に先行してリアル、バーチャ

ルの両面で推進する万博への機運醸成と徳島の魅力発信に関する取組について取りまとめるものとなります。

今後は、基本計画の骨子案を基に、挙県一致協議会をはじめ、部会や多くの皆様からも御意見を頂戴いたしまして、3年後の万博に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

さっき言われたかどうか分かんけれども、骨子案の中に全県での事業展開とか機運の醸成、こういうことになるんだよね。

全県での事業展開ということに普通はなるよね。この前もちょっと予算のことを言ったんやけど、全県で事業展開をすることによって機運の醸成ができるよね。そうしたら、予算がもうちょっと要るなと思うんです。この骨子案を作るときに、今の予算にこだわらなくて、予算は後から考えたらいいから、これぐらい要るとするのは。しっかり予算はもらったほうがいいなと思うので、一般財源と臨時対策交付金の考え方を言ったんやけれど、それは両面あると私は思うんです。一般財源で出すということは、それなりに県のすごい意思がある。それはそれでいい。何が言いたいかというと、二十一世紀創造基金があるんよね。二十数年前、これは僕が提案して作ったからよく記憶にある。

二十一世紀創造基金をどこにどう充てたかというのを、3年ぐらい前から出してもらっているが、僕に言わせたら何でもありなんよ、あれは隠れ財調と言うんよ。何でもありがいかんとは言わんのよ。だけど、名前からしたら、僕が二十数年前提案したときは、正に、こんな大阪・関西万博うんぬん、それに充てるべき基金なんよ。そんな思いでやってほしい。

もう一回言うけれど、二十一世紀創造金をこれに充当した、これに充当したといっぱいある。ほぼ何でもあり。でも本来はこれなんよ。私はこれを頑張っていたきたいんです。言わんとしていることは分かるよね。それも含めて、しっかりしたものを作ってやってほしいなと思います。

先般、山西副委員長と一緒に、18日だったかな、初めて大阪・関西万博のことを含めた関西広域連合の会議に出ました。今は副議長なんだけれど、今度議長になる人が名刺を渡したらすぐに、小松島のちくわがなかなか手に入らんとするんです。今度、買っていかなしょうがない。そんなことも含めて、正に徳島らしさというか、そんなのがちゃんと出せていって、関西広域連合の中でもこれからちゃんといろいろ取材をしてくるんですが、どんなふうに思っているのかということも大事に考えながら、徳島の魅力、徳島オンリーワンをしっかりと骨子案に書いてください。

#### 奈良万博推進課長

今、岡本委員から、しっかり予算を取っていくようにということと、魅力をしっかり発信するというようなことで、お言葉を頂戴いたしました。

正に、委員お話しのとおり、全県展開を今後事業としてラインナップをするということにつきましては、挙県一致協議会のほうにも御論議を賜りまして、しっかりと必要な経費は予算を要求していけるような形で、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

それと、魅力発信につきましても、そのように徳島の魅力に気付いていただいている方というのはたくさんおいでますので、万博でございますので、未来技術も使いながら、リアル、バーチャルの両面で、徳島の魅力と強みをしっかり発信して、社会経済発展の実現につなげていきたいと考えております。

#### 岡本委員

ありがとうございました。頑張ってください。

#### 北島委員

私のほうからは、県又は市町村における情報セキュリティ対策について、何点かお伺いさせていただきます。

一昨日、須見委員から公安委員会のほうでも出ましたけれども、鳴門山上病院へのサイバー攻撃の話題が出ました。この山上病院へのサイバー攻撃、ランサムウェアと言われる、いわゆる身の代金要求型のウイルスに感染して、電子カルテシステムが一時使用不能となったと。病院の運営に支障が出るとともに、現在、一部復旧はされたということですが、詳細は調査中とのこと。これによって個人情報の漏えい、流出が懸念されているところでございます。

また、昨年10月にも話題になりましたけれども、つるぎ町の半田病院でも同様の感染事例が発生しており、現在、官民を問わず、世界中のこういったシステムがサイバー攻撃による危険にさらされていると言っても過言ではないと思います。

今回の病院とか、企業のセキュリティ対策につきましては、県においては保健福祉部や商工労働観光部などが担当部局で、それぞれ対応されているということですので、今日は、県と県内市町村の情報セキュリティ対策の状況について、何点かお聞きさせていただきます。

現在、県では知事をトップとして、令和2年度に徳島県デジタル社会推進本部を立ち上げられて、県民に身近な様々な分野においてデジタル化やシステム導入を進めているというところですが、県や市町村で運用している多くのシステムについて、情報セキュリティ対策とか、今回のそのランサムウェア対策が、現在どのようになっていて、必要十分な対策がどのようにとられているのか、状況をまず教えていただけますでしょうか。

#### 木野内デジタルとくしま推進課長

北島委員より、今般の民間病院でのウイルス感染事案を踏まえまして、県及び市町村のシステムの情報セキュリティ対策の状況、十分な対策ができているのかとの点について、御質問を頂きました。

委員のお話のとおり、世界的にサイバー攻撃の危険性が高まっておる中で、県や市町村が運営する各システムのセキュリティ対策が非常に重要となっております。

中でも、当部で所管しております県及び市町村の行政システムの関係は、県民の方々をはじめ、世界中と直接インターネットでつながっております。これらのシステムの情報セキュリティ対策の現状、状況についてお答えさせていただきます。

本県では、市町村ホームページでありますとか、県、市町村の電子申請届出システム、庁外メールをはじめとする外部との接続環境につきまして、県の主導の下で、全ての市町村に参画いただきまして、平成15年度以降に、システムの安全性強化と安定運用を図ります、県市町村共同利用システムの構築を進めてきたところでございます。

特に、御質問いただきました情報セキュリティ対策でございますが、近年、複雑化、高度化するサイバー攻撃の脅威に対応いたしますため、平成29年度から、徳島県自治体の情報セキュリティクラウドの運用を開始いたしまして、物理的な三重、四重の侵入防止システムの構築によるハード対策はもちろんでございますが、これに加えて、専門知識を有するセキュリティ専門人材によりまして、ソフト面におきまして、24時間365日のシステム監視の体制、常に最新、最適なセキュリティレベルの確保、また異常の早期発見、対処を図りますアクセス記録の分析、対応等を行いまして、特に重要でございます市町村間でレベル差なく、高度なセキュリティ環境を実現しておるところでございます。

さらに、万が一、ランサムウェアに侵入された場合でありましても、重要データを外に持ち出されることがないように、三層分離と言われておりますが、外部とのインターネット環境、それと国、県、市町村をつなぐネットワークでありますLGWAN、さらにマイナンバー関係、この三つの環境で物理的な分離を徹底いたしますほか、特に厳重なバックアップ体制によりまして、早期の復旧が可能となっておりますところでございます。

一方で、安全対策に絶対というものはございませんので、県と全市町村で構成いたします県市町村情報化推進協議会におきまして、市町村職員に対しましてインシデント事例の共有でありますとか、有事における対応スキルの向上を図りましてセキュリティ対策に万全を期しますとともに、本県DXの推進体制でもございます、先ほど委員から御紹介のありました、徳島県デジタル社会推進本部の下で関係部局としっかりと緊密に連携いたしまして、県下全体での情報セキュリティ向上に取り組んでまいりたいと考えております。

## 北島委員

行政システムの分野では、御答弁のとおり、県と市町村が共同でセキュリティクラウドを運用されているということで、市町村間でレベル差なくセキュリティ対策を行っているという状況、システム面での対策の状況は理解できました。

今、御答弁の中で、市町村職員のスキル向上について発言がありましたけれども、次にお聞きしたいのは、やはりシステムはきちんとできても、それを運用するというか、理解する人材が必要だろうということで、各市町村の職員の方々の負担軽減、新しいいろんなスキルも要ると思います。

こういった負担軽減、人材育成についてでございますけれども、今般、国の骨太の方針にもありましたデジタル田園都市国家構想では、地方からデジタル化を加速させるという方針が示されております。市町村にはデジタルに詳しい専門人材が少なく、セキュリティ対策や、業者がDXを進めるのは非常に大変であるという声も聞いているところでございます。こういったことから、市町村職員の皆さんの負担軽減、また人材育成について、県からも積極的にサポートをする必要があるのではないかとと思いますが、このような点について、今の状況、対応を教えてくださいませんか。

## 木野内デジタルとくしま推進課長

委員より、市町村職員の負担軽減や人材育成につきまして、県からも積極的なサポートをすべきではないかということで、お話を頂きました。

まず、市町村職員の負担軽減につきましては、先ほどの県市町村共同利用システムのメリットを生かしまして、住民の利便性向上や職員の負担軽減につながる各種システムの導入を支援してきたところでございます。

今、申しあげましたセキュリティクラウドの導入によりまして、情報セキュリティを担当する市町村職員の相当な負担軽減も図られておりますとともに、これ以外につきましても、全ての市町村が導入をいたします共同の電子申請届出システムにつきましては、住民の方がインターネットからオンラインで申込みができる電子申請の画面がございますが、こちらをICTの専門知識がない市町村の職員が作ったり、また市町村間で様式を共有したりすることができます。例えば、令和3年度の市町村における利用状況といたしまして、粗大ごみの収集の申込み、従来はがきであったものをシステムを導入いたしまして、令和3年度、3万3,000件の御利用、また、講習やイベントの申込みにつきまして、1万1,000件など、多くの住民利用につながっておりまして、また加えて、業務の効率化も実現をしておるところでございます。

また近年、需要が高まっておりますウェブ会議システムにつきましても、全市町村が共同で導入いたしまして、市町村が個別にシステムを構築する負担でありますとか、またセキュリティの心配もなく、令和3年度は約1万2,000件のオンライン会議で御利用いただいたところでありまして、令和4年度からは、新たに最新のクラウド型システムへの更新も行ったところでございます。

次に、人材育成についてでございますが、定期的を開催しております県市町村の情報化推進協議会におきまして、令和3年度は特に毎回情報セキュリティの向上をテーマといたしまして、ウイルス感染時の初動対応の手法でありますとか、インシデント事例への対応の仕方などにつきまして、県から具体的な情報共有を行いますほか、職員向けのヘルプデスクも設置いたしてございまして、県市町村両方の職員のセキュリティ対応スキルの向上を図っているところでございます。

また、外部専門人材として各自治体の情報化を支援するCIO補佐官の、市町村での活用に向けまして、サポートや情報提供も進めているところでございます。

引き続き、県と市町村がしっかり連携いたしまして、セキュリティ対策の着実な実施と、それを支えます人材の育成に取り組んでまいりたいと考えています。

## 北島委員

セキュリティ対策、また職員の皆さんの負担軽減とか人材育成に向けて取組をされているということ、理解をさせていただきました。

この答弁の中での行政システムの分野では、非常に高いセキュリティの環境を実現していると初めて知ることができました。

今はその電子申請や行政サービスの部分が主になっておりますけれども、福祉、医療、教育、県内の企業支援といった、県の関係部局間でしっかりと水平展開をしていただけたらと思います。また、市町村の関係の部局にも情報提供していただいて、デジタル田園都

市ということで、県全体のセキュリティレベル、デジタルレベルを上げていただきたいと思います。

また先ほど、安全対策には絶対はないというお言葉もありました。デジタル技術は日進月歩でありまして、それに対する様々なウイルスであったりサイバー攻撃も進化しているということで、新しいタイプがどんどん生まれておりますので、今後、県においては、市町村を先導できるように、先頭に立って、情報のセキュリティ対策であったり、デジタル化、ICT化、それに伴う人材確保と育成をしっかりと進めていただきたいと思います。要望して質問を終わります。

#### 古川委員

今回、総合計画を策定すると事前委員会でありましたので、2点だけ、簡潔に要望だけお伝えさせていただきます。

一つは、総合計画につきましては、もうちょっと重点化を図ってほしいと考えています。今の総合計画は現行施策の取りまとめというような感がすごく強くて、もうちょっと県の施策を一步前に進めるんだ、各部局がこれだけはやるんだというような重点化をしてほしいというのが1点です。

もう一つは、数値目標についても、これも数値目標を集めているという感じがありますので、先ほど経営戦略部でも言ったんですけれども、EBPMですか、エビデンスに基づく政策創造が最近言われていますけれども、やはりデータに基づく数値目標をお願いしたい。全部が全部というのは、とても難しいと思いますので、特にこれをやるんだという重点項目については、やはりきちんとしたデータに基づいた数値目標を立てて、それをとにかくやっていく、4年間でやるんだというような形の総合計画にしていただきたいと思います。

先ほども経営戦略部の中で、財政課のほうにはデータを収集する方法、統計の資料なんかも限られていますので、データを収集するように、抽出調査などの予算もしっかりと考えてほしいというふうに言いました。これはしてくれるかどうか分かりませんが、こういうような形で総合計画を作ってほしいと要望させていただきます。何かコメントがあれば、お願いします。

#### 川人総合政策課長

ただいま古川委員から、今般、策定を進めております、次期総合計画の目標の重点化、数値目標につきまして、データに基づき立てるべきではないかという御意見を頂いたところでございます。

総合計画の策定につきましては、県政の運営指針ということで、県が進める施策の基本的な方向を取りまとめるとともに、県版総合戦略をはじめといたしました、個々の計画に対します最上位の計画という形で、毎年度、予算編成や事業立案の基本となっているところでございます。県政あらゆる分野にまたがる内容になるということもございまして、なかなか総花的なものにならざるを得ない面というものがございます。

そうした中で、目標の重点化でございますけれども、例えば、現在の総合計画におきましては、計画期間中に新型コロナウイルス感染症という事象もございまして、その対応と

というようなあたりで計画を見直し、行動計画の構成事業につきまして重点項目を設けるなど、社会情勢の変化、また新たな県民ニーズを反映させた、進化する行動計画となるような形で努めてきたところでございます。

次期総合計画策定に当たりましても、現在、長期ビジョンでありますとか、中期プランの骨子の作成に向けまして、パブリックコメントや、高校生、大学生等の対話集会の開催等で広く意見をお伺いしている段階というところでございます。

委員御指摘の目標の重点化を行う際に関しましては、そういった御意見も策定作業の参考とさせていただきたいと思っております。

もう一つ、データに基づいた効果的な数値目標というところでございます。

現行の行動計画の数値目標の設定に当たりましても、積極的に、施策、事業の実施によって発生する効果、成果を表すアウトカム指標を取り入れるとともに、客観的な指標といたしまして、全国一でありますとか、全国のトップクラスを目指すものであるのかどうか、国の基準や地域ブロックの水準を上回るものなのか、ある一定の基準値を基に、これまで以上にその水準を上げることを目指すものであるかというようなところで、客観的な指標となるように努めてきております。

先ほど委員から御指摘がございました政策の企画、その場限りのエピソードに頼らず、合理的な根拠、いわゆるエビデンスに基づき行いますEBPMを推進していくということにつきましては、政策の有効性を高めるとともに、県民の皆様方への行政の信頼確保にもつながるといふふうに考えてございます。

こうした観点も踏まえつつ、委員お話しのデータに基づいたより効果的な目標設定につきましては、県民目線のより成果を実感しやすい指標をお示しするという観点からも、大変重要であると認識しておりますので、新たな総合計画の策定に当たりましても、各分野において、しっかりと指標が設定できるように、今後取り組んでまいりたいと考えております。

#### 古川委員

確かに、県のやっているいろんな施策を取りまとめることは、本当に大きな意味があると思うんです。これによって本当によく分かるのでいいなと思うんですけれど、それだけでは。重点化も進めている、いろんな数値目標も工夫しているというのは分かります。分かりますけれども、更に一步進めてやっていただきたいと思います。

これもやっぱり部長がしっかりリーダーシップをとって、もう一回きちんと協議などして、取組を更に進められるように考えてほしいと思います。よろしくお願いします。

#### 山西副委員長

私から1点、お尋ねいたします。

知事が本会議で触れられておりましたけれども、徳島大学の定員増についてお伺いします。

地方国立大学の魅力向上と定員増については、本県知事が全国知事会長の時代から、地方分散型国土創出の一手法として、国への度重なる要請の結果、地方からの人口流出を抑えるための施策の一つとして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込まれ、制



度化されたというものであります。

文部科学省も、18歳人口減少の中ではあるものの、地方創生の観点から、特例的、限定的に地方国立大学の定員増を認めています。

しかし、これが非常に難関なのは、前年度も徳島大学もチャレンジしたけれども、採択がゼロだったんです。私も、政府はこう言うけれど、やっぱり現実には難しいなという思いがしておりましたが、今回、徳島大学を含めて、全国で三つの大学が定員増と決定しました。この徳島大学の定員増の申請について、県はどのように関わってきたのか、まずはお伺いいたします。

#### 岡崎学び・働き創造室長

ただいま山西副委員長から、魅力ある大学の実現に向けまして、徳島大学定員増について県としてどのように関わってきたのかという御質問を頂きました。

まず徳島大学の定員増の申請内容ですが、理工学部理工学科において、光関連産業と医療関連産業の融合を図るという新たなプログラムを創設し、令和5年度から30名の定員増を行うものとなっております。

この申請に当たりましては、厳しい申請要件がございますが、その一つに地域における緊密な連携が掲げられておりまして、首長のリーダーシップの下、大学の取組構想への主体的な関与というのが求められております。そこで県も、徳島大学とともに産業構造、人口動向などの基礎データ収集をはじめ、構想の具体化を図っていく段階から一緒に積極的に関わってきたところでございます。

また、地域での合意形成を図っていく上で、徳島大学を中心に取り組んでおります、地方大学・地域産業創生事業の推進におきまして構築している、産学金官からなります、知事が主宰のとくしま大学振興・若者雇用創出推進会議におきまして、定員増の申請内容をお諮りするとともに、参画委員から育成される人材への期待など、前向きな御意見も伺ったところです。

こうした県をはじめ、地域が一体となった取組の結果、いわゆる岩盤規制を乗り越え、地方大学の定員増が実現したものと考えております。

県といたしましては、この地方大学・地域産業創生事業の採択を受ける中で、技術開発を通じた産業振興、人材育成、更なる大学改革を進めているところでございまして、この人材育成面が定員増によりまして、更に強化され、研究開発といわば両輪となって、本県の強みである次世代光技術の社会実装などが強力に図られると考え、一緒になって取り組んできたところでございます。

引き続き、今回の特例的定員増の選定を機に、徳島大学とともに、この新たなプログラムを全国にしっかりとアピールし、本県のより一層のブランド力の向上を図り、魅力ある徳島大学の推進から地方創生へとつなげてまいりたいと考えております。

#### 山西副委員長

先ほど申し上げましたように、18歳人口も減少しておりますし、つまり少子化が進んでいる中で、地元の徳島大学の定員が増えたという、この意義は大変大きいと思っております。

先ほど室長から答弁いただいたように、たった30人かもしれないけれども、ある種、見方によっては、岩盤規制を崩したというところに、私は大きな意味を感じています。

もう一つお聞きしたいのは、今回の徳島大学の申請内容について、どういうものなのか、今回採択を受けた他の2大学の申請の概要についても、もし把握されていれば、どういう内容が今回、国の評価を受けて採択されたのか、お尋ねいたします。

#### 岡崎学び・働き創造室長

ただいま山西副委員長から、徳島大学の定員増の詳細及び今回一緒に採択されました他大学の申請概要について、御質問を頂いております。

まず徳島大学の申請につきましては、理工学部理工学科におきまして、医光／医工融合プログラムを新たに創設し、令和5年度から30名の純増を図るものでございます。

このプログラムの提案に当たりましては、まず志望者となる学生からのニーズを調査いたしまして、高校生を対象にした出前授業のサイエンスカフェなどの実施により、アンケート調査をいたしましたところ、県内高校生が医や光融合技術などへ高い関心を有していること、また、雇用者となる企業側から2030年をメルクマールとしたBeyond 5G通信技術の実用化を進めていかなければならない、超高齢化社会における今後の予防医学、遠隔医療のより一層の進展というニーズがあるということが分かりました。

このプログラムにおきましては、育成する新たな人材像としましては、次世代の光に係る最先端分野の学びに加え、光工学と医学を融合した知見、これからのデータ社会において、AI、ビッグデータの活用に必要な知見を併せ持った人材を育成することとしております。これは徳島の、ひいては日本の未来に必要な不可欠な人材と確信しているところでございます。

認められた定員増の中で、徳島大学においてはスクラップも含め、全学的な定員増の在り方の検討を、引き続き進めていくこととしておりまして、県としても今後の令和5年4月スタートの定員増に向けまして、適宜、助言等を通じた支援を行っていくこととしております。

また、ほかの2大学の状況でございます。

この2大学とも、実は、国の地方大学・地域産業創生交付金事業の採択を受けて、大学改革も一体となって進めている大学でございます。

島根大学につきましては、地域の特色分野である素材分野ということで、金属メーカーと一緒に進めていく中で、イノベーティブな人材を育成するというところで、新たに材料エネルギー学部を島根大学の中に新設、定員80名のところ40名は学内措置で、純増の40名の定員増が認められています。

広島大学につきましては、地元の自動車メーカーが立地する製造業を筆頭に、デジタル化、DXを進めるという観点から、情報科学部情報科学科の定員、現在80名を150人に増やすという中で、20名は学内措置、プラス50名の定員増というのが認められた内容になっております。

引き続き、ほかの大学とも連携をとりながら、日本の発展、技術開発と人材育成を両輪とする取組として、徳島県も大学と一緒に頑張ってまいりたいと考えております。

## 山西副委員長

これからは地域密着、行政と地元の産業と連携した取組というのが、一つキーワードになってくるかなと思いますので、関係を深くしていただきたいと思います。

ただし、今回、徳島大学の定員が30人増になったわけですが、この定員増が決して目的ではないと思っています。既に取り組んでおります、地方大学・地域産業創生事業を、この定員増の決定をきっかけに、更に推進をしていくということが重要だと思いますので、今後どのようにこの事業を進めていくのか、決意をお伺いいたします。

## 岡崎学び・働き創造室長

ただいま山西副委員長より、この度の定員増の実現を今後の地方大学・地域産業創生事業の推進にどう生かしていくのかということで、御質問を頂いております。

定員増の実現におきましては、先ほども申し上げました地方大学・地域産業創生事業の中の産業振興と人材育成の部分で、特に人材育成の質的、量的拡大に大いに貢献することとなると考えております。この研究開発と人材育成が両輪となりまして、本県の強みである次世代光技術の社会実装が強力に図られていくことと期待しておりまして、力を入れて取り組んでいくこととしております。

今回の定員増をてこといたしまして、地方大学・地域産業創生事業において進めている、次世代光の研究成果を地域での社会実装につなげる人材の輩出を強力に推進してまいりたい、県内の医療や光を中心とした関連産業の振興と若者の雇用創出により、より良い早期の成果創出を目指してまいりたいと考えております。

県といたしましては、徳島大学の新たなカリキュラムで育った優秀な人材が地元企業におきまして、しっかりと活躍、貢献できるよう、人と仕事の好循環を図り、地方国立大学における定員増の趣旨である地方創生へとしっかりとつなげてまいりたいと考えております。

## 山西副委員長

よく分かりました。是非、しっかりと進めていただきたいと思います。

やはり人材育成は短期では決してできませんから、中長期的なスパンで考えていただいて、時間は多少掛かってでも、しっかりとした取組を息長く続けていただきたいと思います。

今回、この質問をさせていただいたのは、先ほど岡本委員も触れられましたけれども、ちょうどこの2025年に万博があるんです。ということは、やはり何か目指す目標がないと、より前に進むというのも、やっぱり目標があったほうが前に進みやすい。ちょうどいい、この2025年の万博に向けて徳島ならではの光研究を進化させて、万博も一つの目標として、これから頑張っていっていただきたいと思います。ひいては人材の育成につなげ、雇用の拡大につなげ、そして徳島の産業の発展につなげていっていただきたいと思いますという壮大な目標の中で、引き続き頑張っていっていただきたいと思いますということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

## 増富委員長

ほかにありますか。

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく願いいたします。

扶川議員

特別地方交付税のことについて、制度のことからお尋ねします。

特別地方交付税に関しては、具体的な経費及び算定方法が設けられている分というのは、裁量の余地がない、その分は満額交付されるという考え方でよろしいですね。

賀原市町村課長

最初に、特別交付税の概要から話させていただきます。

（「お聞きしたことだけ答えてください」という者あり）

算定分は満額交付になります。

扶川議員

それ以外の特別な財政事情がある分について、県が3町に出した回答書では、令和3年度分で計算すると、全体の57パーセントを占める。こちらのほうが多いような形になっています。これも事実ですね。

賀原市町村課長

そちらにつきましても事実でございます。

扶川議員

同じ回答書を見ますと、各町に県が算定方法を定めている分について、令和3年度分の一覧表が付いております。情報公開で頂きました。

これは裁量の余地のない満額交付ですから、この金額を各町に交付された特別地方交付税の交付額総額から差し引いたら、残りが特別な財政事情がある分、いわゆる特殊とか特別とか言われますが、財政需要分ということで考えていいですね。

賀原市町村課長

算定方法が示されていない項目でございます。

特別交付税に関する省令のうち、算定方法が示されていない項目は、省令第5条第1項3号の（1）から（28）にございます。これは計算式と示せるものは示していく、計算化できないものは算定項目として明らかにするとされている部分の後段の部分でございます。

扶川議員

計算式が明らかにされているものは示していく、計算式が示されていない分は何とおっしゃいましたか。

賀原市町村課長

計算式として示せるものは示していく、計算式化できないものは、算定項目として明らかにするとされて、（1）から（28）が項目として示されているということです。

扶川議員

結果として、3町に示されている、あの一覧表がありますが、それについては特殊財政需要分として交付されたものを除いた算定式がある。今、おっしゃった（1）から（28）に含まれない分ということで考えていいんですね。

賀原市町村課長

おっしゃっている内容については、そのとおりでございます。

扶川議員

3町の令和3年度の特殊財政需要分というものの計算はできるんです。特別交付税の総額から、県が3町に示した一覧表にある算定された分の総額を引いたら出てくるわけです。

これは板野町の書類ですけれども、1年間にこれだけあるんです。申請に使った書類を情報公開で一部手に入れたり、聞き取りをしたりして、それぞれの町からどれだけ要望されていたかということ調べました。

例えば、私の地元の板野町では、要望額が7億160万8,000円ですが、特殊財政需要分を、先ほど申し上げたようなやり方で計算しますと9,171万2,000円ですから、割合でいうと12パーセントです。要望に対して十二、三パーセント程度というのは、これよくあると思うんですけれども、この割合は、全部の町村が同じというわけではないですね。

賀原市町村課長

そこにつきましては、ちょっと今、手元にはございません。

ただ、申し訳ありませんが、やはり特別交付税について説明させていただきませんか。特別交付税について説明させてください。

そうしましたら、特別交付税は地方交付税の一部ということは御存じですね。地方交付税につきましては、その財源を国税の一定割合又は全額を財源といたします地方の固有財源とされております。その94パーセントが普通交付税、6パーセントが特別交付税とされています。

そのうち普通交付税につきましては、各地方公共団体が標準的な水準の行政を行うために必要となります事務経費や行政経費などの一般財源所要額であります基準財政需要額を、人口や面積、自然的、地理的、社会的諸条件に応じて画一的に算定し、標準的な税収

になります基準財政収入額との差となる財源不足額が交付基準額とされております。

一方で、特別交付税は、客観的基準を特に重視する普通交付税の算定方法の画一性と、その算定期間からして、基準財政需要額又は基準財政収入額に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるものでございます。いわば、普通交付税の機能を補完する、地方交付税制度全体としての具体的妥当性を確保するための制度とされております。

特別交付税の役割は、普通交付税の補完であります。算定される額につきましては、基準財政需要額の算定方法によって捕捉されなかった特別の財政事情があること、基準財政収入額のうち、著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定基準後に生じた災害等のため、特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があること、その他特別の事情があることとされております。災害、寒冷害、除排雪などの経費をはじめとする特別の財政需要が算定されております。

このため全国的に見て、災害のなかった地域や積雪による影響の少ない地域は、総額の確保が厳しい状況になりますことから、県において聞き取りを行った各市町村の特別の財政需要に基づきまして、知事が国に対し、直接本県の状況について説明を行って、総額の確保に努めているところでございます。

特別交付税の県内各市町村の交付額の算定は、地方交付税法第17条におきまして、都道府県知事は政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に対し、交付すべき交付税の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならないとされておりました。特別交付税に関する省令において、200を超える項目が定められております。

本県では毎年、各市町村から各種資料を提出いただきまして、担当者への聞き取り等を通じまして、省令の規定に合致しているか、その経費が国庫支出金や県支出金によって充当されていないか、地方債の対象となっていないか、普通交付税で措置されていないか、などを確認し、詳細に把握をさせていただきました台風や豪雨といった災害関連経費をはじめといたします特別の財政需要について、省令に基づき、適切に算定を行っているところでございます。

#### 扶川議員

今おっしゃったことが、そのまま3町への回答になっているんです。それでは回答になっていないから、私が聞いているんです。この13パーセントは、全部の町村が同じはずではないです。では、誰が決めているのか。

町村に関しては、知事が決める権限があるんです。町によって、要望額に対してパーセントが違ったら、その強弱をどういう基準で決めているのか、疑問が出てくるのも当然でしょう。それを出してほしいというのが3町の要望です。それを、まともに答えないというのを不誠実だと言われてもしょうがない。出していただきたいです。

もしこれが政治的な意図によって、軽重が付けられているとしたら、それは大変な問題です。でも実際、研究者の中では、そういうもんなんだと、政治的に決まるもんなんだというのが常識化しているということは言われていますし、町村の担当者に聞いても、前任者からそう聞いていると言われております。知事自身が、県全体の特別地方交付税を国に要求するときに、たくさん取ってくるのが自分の仕事だとおっしゃっています。要するに、

国もそれぞれの県に出すのに裁量を働かせているんです。こんな話はないですよ。

これは制度として、地方自治の制度の趣旨を損ねる大きな問題を含んでいると思いますが、もう時間がないので端的に聞きます。どうしてこのそれぞれの町の要望に対する軽重を付けたのか、その理由を説明すべきですし、ほかの情報も3町に示すべきです。やりませんか。

賀原市町村課長

特別交付税の算定については、毎年、副市町村長、総務課長会議において、その年の全国的な災害の発生状況を踏まえまして、特別交付税の算定、全国的な状況をお伝えするとともに、特別交付税は総額が限られている中、各団体から聞き取りをして把握させていただいた、台風や豪雨といった災害関連経費をはじめといたします特別の財政需要を基に、適切に算定を行っているところでございます。

（「もういいです」という者あり）

増富委員長

ちょっと説明を聞いてください。どうぞ、続けてください。

賀原市町村課長

特別交付税については、台風や豪雨などの災害経費や除排雪経費などに対して交付をされております。全国的に見て災害のなかった地域や積雪による影響の少ない地域は、総額の確保は厳しい状況になりますから、先ほど申し上げましたような総額の確保に努めているところでございます。

なお、3月に年度の交付額が確定した際には、交付額などの算定結果について、地方創生局から各市町村にお伝えしております。その際に、主な増減理由もお伝えすることにしていただいております。

一方、先日3町から算定根拠の開示を求める文書の送付がありましたので、回答文書を6月13日に郵送させていただきましたが、6月21日に再質問の文書の送付があったところでございます。現在、内容を確認させていただいているところでございまして、3町に対しては、文書による回答をさせていただきたいと考えております。

扶川議員

その際、きっちり3町の要求に沿うような回答をしていただきたい。

時間がないですが、もう一つ聞きたいんです。知事が会見で述べた半田病院のサイバーテロの問題です。これは特別交付税の特殊財政需要額に申し出たら反映したのに。これも、本当に言わなかったのかと聞きました。そうすると、つるぎの方は担当者に、半田の事案は9月時点では発生していなかったの、年明けに財政の担当レベルで、特別財政需要額に入れてほしいという要望を出したんだそうです。ところが、そのときの担当者は了解したと言ったのに、後に変更がきかないと言ってきたんです。こういう対応を実際したのかどうか、前任者から引継ぎを受けておられますか。それから、その判断をしたのは、課長ですか。これは知事の話によると、最終的に地方創生局長が決裁権限を持っているそ

うです。知事まで行かないとってガードしておられますけれども、誰がそれを判断したのですか。

賀原市町村課長

昨年10月31日、半田病院がランサムウェアの被害を受けました。約8万5,000人の電子カルテの閲覧ができなくなりました。新規患者の受入れを停止する事態となりまして、病院をはじめ、関係者の皆様が大変な御苦勞をされたところでございます。

ランサムウェア対応に係る経費につきましては、つるぎ町、半田病院の皆様が御努力をされまして、厚生労働省の交付金が活用できる見込みとなるなど、つるぎ町の一般会計の繰り出しが生じるおそれがなかったため、特別交付税の対象となる特別の財政需要とならないものとして、つるぎ町より資料提出がなかったものと認識しているところでございます。

扶川議員

そうじゃなくて、変更がきかないと言われたから出さなかったんですよ、つるぎ町は。ちゃんと聞き取っていないですよ。知事の記者会見での発言というのは、これはつるぎ町に対して謝罪すべき中身だと私は思います。

とにかく市町村との関係で信頼を損ねるような不正確な説明をしたり、それから訳の分からない対応をして3町だけ減らすとか、こういうのは問題です。何度も申し上げますけれども、きちんと回答をして納得がいくような文書を戻していただきますようお願いしますが、もう最後、それだけ聞いて終わります。

増富委員長

もう時間です。

賀原市町村課長

地方創生局において聞き取りをさせていただいた、各団体の特別の財政需要に基づいて、知事が国へ要望をさせていただいたのが、令和4年2月8日でございました。実際にはその直前まで、特別の財政需要が発生しているかどうかについて、いろいろと確認させていただいたとの認識でございます。

増富委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

政策創造部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、政策創造部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



た。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号，議案第7号

以上で，政策創造部関係の審査を終わります。

次に，お諮りいたします。

委員長報告の文案は，いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは，そのようにいたします。

次に，当委員会の閉会中継続調査事件について，お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については，閉会中に調査することとし，その旨議長に申し出たいと思いますが，これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって，さよう決定いたしました。

次に，当委員会の県外視察についてでございますが，7月20日から22日までの3日間の日程で，地方創生や文化施設の運営に関する取組等を調査するため，埼玉県，群馬県及び東京都の関係施設等を視察したいと考えておりますが，よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは，さよう決定いたします。

これをもって，総務委員会を閉会いたします。（14時04分）